

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 1 5 号
件 名	住民自治領域社会（コミュニティ協議会等）の封建的社会への先祖 返りについて
要 旨	<p>コミュニティ協議会の趣旨は、「生活領域における公益活動の住民自治」であり、「隣人の尊厳が尊重され、地域の総意は透明性をもって形成されて決定すること。」である。要は民主的地域社会の構築であり公益社会の深化と考察する。</p> <p>コミュニティ協議会への批判に対し、福祉、協働などの美名を挙げて正当を主張することは容易であるが、次記の旧豊栄地区の実態には対抗できないものと考察する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 行政職員が団体の事業計画や予算の重要な意思決定に介在している。 2 補助金交付側と受ける側の両者が公務員である。 3 市民であり同じ構成員が行う情報公開請求を、役員会の決定事項として拒否する。 4 他多くを省略 <p>また、地域コミュニティ協議会の支援のあり方検討委員会（座長丸田秋男新潟医療福祉大学副学長 平成 26 年 8 月 29 日）において区自治協議会会長会議座長新藤幸生委員（学識経験者）は、（要約）「住民が行政のトップ、所管に直訴することが多い。意見は自治会で精査してふるいにかけてからコミュニティ協議会に上げて優先順位をつけ、それから自治協議会に提起する必要がある。」と発言する。</p> <p>この意見の根底は、地主、門戸など有力者が役人補助職について地域の生活を支えてきた村社会の組織原理であり、個人の自発性、自主性を抑え込んで多様な個性を発揮する場を与えない村社会の構造と思慮する。</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p>
付 託 年月日 委員会	平成 26 年 9 月 22 日 市民厚生常任委員会
受 理	平成 26 年 9 月 17 日 第 2 9 7 号

陳情第115号

	<p>結論，新潟市のコミュニティ施策の現状と政策審議は，法律規範に沿った条例規則に反する封建的社会に先祖返りしたものであり，行政によるコミュニティの包摂化と行政による支配及び依存の住民自治であることを問題提起して，反省と修正を求めた意見の表明を陳情する。</p>
--	---